

令和2年6月

税務に関するコーポレートガバナンスの 充実に向けた取組について

国税庁調査課

目次

- 取組の趣旨
- 取組の背景
- 取組の概要
 - ① 税務に関するコーポレートガバナンスの確認
 - ② 税務に関するコーポレートガバナンスの判定
 - ③ トップマネジメントとの面談
 - ④ 税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果の活用
- 取組の効果等

取組の趣旨

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要、かつ、効果的であることから、その充実を促進するもの




- 税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)
税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること
- 税務コンプライアンス
納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること
- トップマネジメント
法人の代表取締役、代表執行役のほか、法人の業務に関する意思決定を行う経営責任者等

取組の背景


我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は重要

- 大企業の経済活動は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、申告所得金額も多額である
- 企業グループ全体や下請けの中小企業等の税務コンプライアンスに与える影響が大きい
- 大企業の税務コンプライアンスを高めることは、税務行政全体の効率性を高めることに有効

近年、国内外において、コーポレートガバナンスの充実が重要との認識が高まり、法整備を含め、その充実のための環境整備が進展

- 米国  2002年 企業改革法(SOX法: Sarbanes-Oxley Act)
- 日本  2005年 会社法、2006年 金融商品取引法
- OECD  2015年 OECDコーポレートガバナンス原則(2004年版の改訂)
2011年 OECD多国籍企業行動指針XI納税(改訂)

税務当局の国際的な会議等において、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が大企業の税務コンプライアンスの向上に重要との指摘

- OECD税務長官会議
 -  第3回会合ソウル声明、第4回会合ケープタウン声明、第6回会合イスタンブール声明、第7回会合ブエノスアイレス声明

取組の概要

調査の機会を利用した働き掛け

① 税務CGの確認

② 税務CGの判定

③ トップマネジメントとの面談

④ 判定結果の活用

説明会等による働き掛け

※ 税務CG: 税務に関するコーポレートガバナンス

① 税務に関するコーポレートガバナンスの確認

➤ 対象法人

国税局特別国税調査官所掌法人

➤ 確認方法

調査の機会を利用して、対象法人に「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」の記載を依頼し、確認

② 税務に関するコーポレートガバナンスの判定

確認項目の評価・判定

・指導

トップマネジメントの関与

体制・機能

税務（経理）担当部署等の

体制

税務に関する内部牽制の

係る再発防止策

税務調査での指摘事項等に

税務に関する情報の周知

※ 税務調査への適切な対応・帳簿書類等の保存状況を勘案

③ トップマネジメントとの面談

- 面談の相手方
調査法人のトップマネジメント
- 面談担当者
調査(査察)部長又は次長が担当、担当特官が同席
- 実施方法
トップマネジメントがリーダーシップを発揮して税務に関するコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいくことを促すため、調査結果の概要を説明し、その是正事項の再発防止に向けた取組を含め、税務に関するコーポレートガバナンスについて、改善が必要な箇所に関して、効果的な取組事例を紹介しつつ、トップマネジメントとの意見交換を実施

④ 税務に関するコーポレートガバナンスの 判定結果の活用

➤ 調査必要度の判断材料への活用

税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果は、特別国税調査官所掌法人の調査必要度の重要な判断材料の一つとして活用

税務CGの状況が良好な法人への対応

税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正事項がなく調査必要度が低いと判断される法人については、調査を行わない事業年度分に係る取引のうち、一定の取引を自主的に開示し、当局がその適正処理を確認すること及び当局からの資料提出要請に可能な限り協力することが確認できた場合には、次回の調査時期を1年以上延長

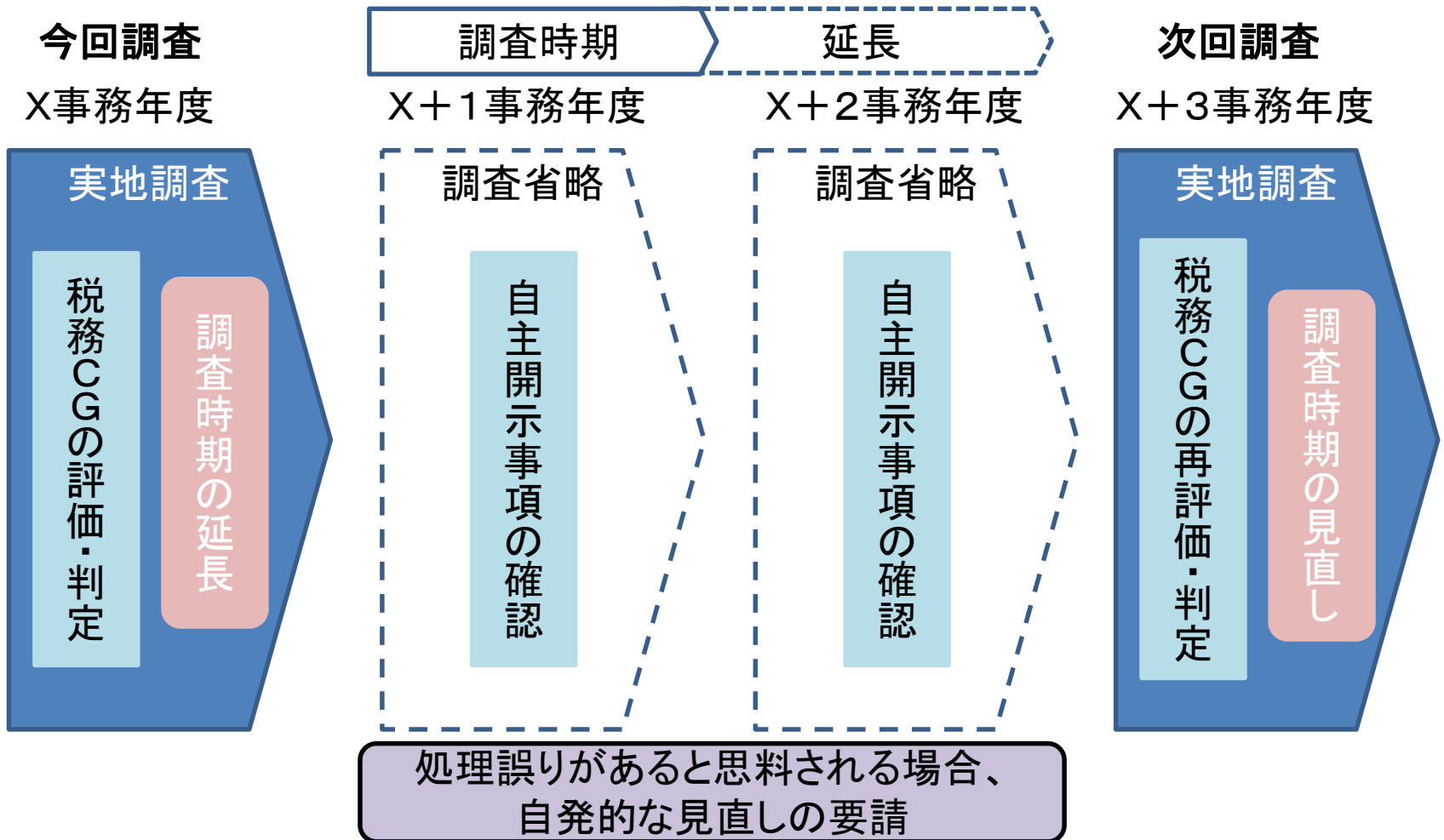
○ 自主開示事項の確認等

調査時期を延長した結果、次回調査の事務負担が法人及び国税当局双方にとって過重にならないために実施

- 調査が行われない事業年度において、申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理で、取引金額が多額のものを実自主的に開示し、当局がその適正処理を確認
 - 組織再編(合併、分割、事業譲渡等)の処理
 - 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理
- 前回調査における是正事項に係る再発防止等の状況
- 国税当局から、税務調査の際に受領している資料の一部を提出要請

調査時期延長のイメージ

前回調査と今回調査の間隔が1年の法人の調査時期を1年延長したケース



取組の効果等

大きな組織を有する大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要

- 税務に関するコーポレートガバナンスが不十分であれば、事業部や支店、工場などの組織の第一線で不適切な経理処理が生じるリスクが高まる。

税務に関するコーポレートガバナンスの充実による税務コンプライアンスの向上は、企業・国税当局の双方にメリット

- 企業のメリット：税務リスクの軽減、税務調査対応の負担軽減
- 国税当局のメリット：調査必要度の高い法人への税務調査の重点化